

平成27年 第5回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成27年5月20日(水) 午後2時00分開会
午後3時50分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階 301会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
35	「平成27年度摂津市立小中学校結核対策委員会の委員の委嘱又は任命の件」	承認
36	「摂津市立小中学校結核対策委員会への諮問の件」	承認
37	「平成27年度一般会計補正予算第1号原案承認の件」	承認
38	「平成27年度摂津市立小中学校教科用図書選定委員会調査員任命の件」	承認

出席者

委員長	大矢優子	総務課長	溝口哲也	総務課長代理	
委員長職務代理者	福元実	子育て支援課長	木下伸記	兼総務係長	鈴木誠
委員	齊藤公男	次世代育成部参事		生涯学習課長代理	
委員	山手知栄子	兼こども教育課長	小林寿弘	兼安威川公民館長	伊部貴雄
教育長	箸尾谷知也	学校教育課長	荒木智雄	総務課保健給食係長	森崎孝弘
		学校教育課参事		総務課係員	関本敏晴
教育総務部長	山本和憲	兼課長代理	野本憲宏		
次世代育成部長	前馬晋策	教育支援課長			
生涯学習部長	宮部善隆	兼教育センター所長	撰田裕美		
		生涯学習課長	柳瀬哲宏		
		文化スポーツ課長	辻稔秀		

委員長

ただいまより、平成27年第5回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は福元委員長職務代理者ですので、よろしくお願い申し上げます。

まず、議事進行につきまして各委員にお諮りします。本日の付議事件は4件、報告事項は8件、その他の案件が1件ございますが、議案第38号は、平成27年度摂津市立小中学校教科用図書選定委員会における調査員の任命に関する案件でございます。この議案につきましては、教科用図書の採択における公正確保のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。従いまして、まず、議案第35号から第37号を審議し、続いて、「報告事項」以下すべてを終えた後に、暫時休憩を取り、引き続いて秘密会を宣言し、議案第38号について関係部課長の出席を求め、再開をしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

委員長

異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ただ今ご説明したとおり進行してまいります。

それでは、議案第35号、「平成27年度摂津市立小中学校結核対策委員会の委員の委嘱又は任命の件」について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

議案第35号、「平成27年度摂津市立小中学校結核対策委員会の委員の委嘱又は任命の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

特にございませんので、議案第35号、「平成27年度摂津市立小中学校結核対策委員会の委員の委嘱又は任命の件」は、承認いたします。

続きまして、議案第36号「摂津市立小中学校結核対策委員会への諮問の件」について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

議案第36号「摂津市立小中学校結核対策委員会への諮問の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等はいかがでしょうか。
特にございませんので、議案第36号「摂津市立小中学校結核対策委員会への諮問の件」は、承認といたします。
続きまして、議案第37号「平成27年度一般会計補正予算第1号原案承認の件」について、学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長

議案第37号「平成27年度一般会計補正予算第1号原案承認の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等はいかがでしょうか。
おおよそのことはわかりましたが、日本語指導の加配教員は昨年度まで2名居られて、今年度新たに1名加配がついたということですね。今回の事業を活用することで新たに子どもたちの実状に合った教育課程を編成することができるということだと思います。事業は拡大していますが市の負担する予算は縮小することができるということですね。これは例えば、補助金が多くもらえたことで今まで不足していた講師料等に充てるといったように、予算を流用するということでしょうか。

学校教育課長

この事業の上限が2,137千円ということで、市の当初予算は日本語講師の報償金のみであったのですが、この事業を活用することで、図書購入費等の他費目にも活用ができるものです。補助金を活用することで市の当初予算の縮減が図れることとなります。事業としては拡張できますが、予算としては縮小できるものでございます。

委員長

1年限りですが、いろいろと個別の教育課程に関する研究をしようということですね。

学校教育課長	はい。その通りでございます。
委員長	来年度以降も今後それを子どもたちのために役立てられるというのでしょうか。
学校教育課長	事業としては単年度ですので、予算も来年度は当初予算に戻りますが、考え方については加配教員が配置されている学校に限らず、全校的に研究を進めまして充実を図ってまいりたいと考えております。
委員長職務代理者	26名ほどが対象となると説明をいただきましたが、学校数にすると何校ぐらいが対象となっているのでしょうか。
学校教育課長	小学校において6校、中学校では2校に在籍しております。
委員長職務代理者	そこにはすべて加配教員がついて、特別な教育過程を組むということでしょうか。
学校教育課長	加配教員は3校に配置されておりますが、巡回相談を含めまして、学校の中では特別な教育課程を組むことができます。どういった教育課程を組むかは対象となる児童生徒の個々の状況、及びそれぞれの学校の体制のもと計画を立ててもらうこととなります。加配教員は大阪府教委からの人事配置です。今回の事業で使う予算は教員の給与ではなく、別途日本語を指導するための特別な講師に支払う報償金でございます。それぞれの国の言葉が指導できる指導員を市教委としてお願いをして、学校に派遣します。従いまして、予算等も充実しますのでこれまで以上に子どもたちへの支援が充実するというところでございます。
山手委員	今年度は3名が加配教員として配置されているということでしたが、それとは別枠で市の予算でそれぞれの国の言葉が指導できる方を講師としてお願いし、その方への報酬を今まで市から支払っていたのをこの制度では補助金が活用できるということですね。その他講習会や教育的な整備費に使えるということで、今まで以上のことに予算が使えるということによろしいのでしょうか。成果が出れば

来年度も当初から予算がつくかもしれないということでしょうか。

学校教育課長

当初予算は報償金のみ予算組みをしておりましたが、今回の補助事業を用いまして、様々な研究費用を捻出し、あらゆる面で充実を図ろうと考えております。

山手委員

子どもたちにとって良いことに繋がるよう事業を進めていただきますようお願いいたします。

委員長

以前に聞いた話ですが、日本の学校に通って日本の授業を受ける以上は日本語ができるにこしたことはないと思います。しかし、保護者が日常的に日本語をしゃべらない家庭の場合、子どもが普段から日本語に慣れてしまうと母国語を忘れてしまって、親子で意思の疎通が非常に難しくなるというケースもあると聞いております。これはかなりレアなケースだと思いますが、そういうことがあると聞いたことがあります。その辺りは学校の範疇ではないとは言え、何か手立ては考えておられるのでしょうか。

学校教育課長

学校がどう関わるかについてはなかなか難しい点がございしますが、常に視点として持っておりますのは、日常会話の日本語を指導するということと、学習で使用する日本語が難しいという点を支援するということの両面を常に意識しております。もう一点は、子どもは家庭に帰りますと保護者とのコミュニケーションは母国語となっていることもありますから、その母語指導の支援も常に視野に入れて日本語指導を考えております。

山手委員

加配教員や講師の先生方は学校で子どもたちとの関係だけをサポートされるのでしょうか。例えば、日本語のプリントを持って帰って、日本語が堪能でない親御さんが居る家庭の場合、プリントがしっかり読めないといったことへのサポートはどのようにされているのでしょうか。

学校教育課長

保護者との連絡やプリントの作成についても助けていただいております。

山手委員	保護者の方は何か困ったことがあったら相談できる体制になっているということですね。
学校教育課長	単に教育の問題に限らず、アイデンティティに関することや人権的な観点からも配慮のうえ相談や支援を行っております。
委員長	他にご質問等はございませんか。 特にごございませんので、議案第37号「平成27年度一般会計補正予算第1号原案承認の件」については承認といたします。 続いて、報告事項（1）事業実施に伴う奨励援助の件について、総務課長より説明をお願いします。
総務課長	[事業実施に伴う奨励援助の件について説明]
委員長	説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見等はございますか。 ご質問等がございませんので、次に進みます。（2）摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、こども教育課長より説明をお願いします。
こども教育課長	[摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について説明]
委員長	説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見等はございますか。 特にごございませんので、次に進みます。（3）摂津市子ども・子育て支援法施行細則制定について、こども教育課長より説明をお願いします。
こども教育課長	[摂津市子ども・子育て支援法施行細則制定について説明]
委員長	説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見等はございますか。 何か理由があつて支給を受けたい際にはこの申請書の提出を求められるのでしょうか。
こども教育課長	保育所・幼稚園・認定こども園等を利用されるすべての保護者の

方からこの申請書の提出を受けまして認定証を発行いたします。

委員長 他にご質問等はよろしいでしょうか。特にございませんので、次に進みます。(4) 児童福祉法に基づく費用徴収規則の一部を改正する規則制定について、こども教育課長より説明をお願いします。

こども教育課長 [児童福祉法に基づく費用徴収規則の一部を改正する規則制定について説明]

山手委員 資料に記載される数値は円単位ですね。表の途中でコンマの位置がずれているように感じます。

こども教育課長 申し訳ありません。エクセルの幅がずれて表記がずれてしております。

委員長 この件につきまして、他にご質問等はございませんか。特にございませんので、次に進みます。(5) 摂津市保育の利用に関する規則制定について、こども教育課長より説明をお願いします。

こども教育課長 [摂津市保育の利用に関する規則制定について説明]

委員長 説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見等はございますか。子ども・子育て支援新制度によって様式も変わったようですが、内容的に変更はないのでしょうか。

こども教育課長 内容的には従来のとおりでございます。

委員長 他にご質問等がございませんので、次に進みます。(6) 平成26年度の問題行動等まとめ、及び平成27年度4月までの問題行動等報告について、学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長 [平成26年度の問題行動等まとめについて説明]

委員長 いったん、前半部分の平成26年度の問題行動等まとめについて

の説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。

最初の暴力行為の件数ですが、平成26年度は前年に比べて増加しているとのことでした。これは昨日開催された大阪府都市教育委員会連絡協議会総会での研修において、大阪府全体でも増加しているという説明があり、深刻な問題だという認識でおります。

齊藤委員

昨年の子どもたちへのアンケートからは、“いじめ”と認められるものはなかったとのご説明でしたが、昨年度の定例会においては、保護者からの訴えによる“いじめ”や、学校での子どもの様子から見つけられた“いじめ”などの報告がありました。また、子どもが警察に被害届を提出したことで分かった“いじめ”の報告もありました。

“いじめ”の早期発見・早期対応のため、教職員研修の充実を今後の課題として挙げておられますが、今年度は具体的にどのような研修をお考えでしょうか。

学校教育課長

いじめにつきましては、今のところ具体的には定まっておりませんが管理職が組織的に取り組むための研修であるとか、経験の浅い教員に対する研修、また生徒指導担当者に必要な研修等、それぞれ対象者を分けた研修を実施したいと考えております。

山手委員

今年もいろいろと対策を考えていただいておりますが、昨年を上回るような取り組みが検討されておりますが、対策の2番目で成長を促す指導の充実ということがあります。これらの対策は、いじめられた側にとって小さいことでも嫌と言えるようなこととか、自分の感情をコミュニケーションとして相手に伝えられるという力を促すという点においては、加害側だけではなく被害側にも双方にとって良いことに繋がると思います。学校現場としては経験が浅く学級経営に不慣れな先生方が増えていっての中で、教育委員会としてできるサポートは何か考えておられるのでしょうか。

学校教育課長

今おっしゃっていただいたことを市全体としてどう考えていくか、社会性測定用尺度調査というものを小学6年生と中学1年生と中学2年生において実施します。年間3回程度アンケートを取りまして推移を見ながら学年・学級・集団がどのように変容するかを見

て解決に向けた対策を考えるデータのために使用します。そういったデータをどう活用していくかについては、市全体として研究していこうという考えで、教育委員会の研修等は様々ありますが、生活指導協議会とも連携して研究していこうと考えております。それから、今年2月に中学校の生徒会代表を集めまして代表者のつどいというものを開催しました。生徒会役員をやっている生徒は自分の学校を良くしたいということをしっかり持っていますので、そういったことを広めたいと思っています。生徒の中で自己有用感が高まってきたり、そういう意識を持った集団が構成されますといじめや問題行動を抑止する力が集団の中に生まれます。積極的な心を育てるような生徒指導を推進できるよう研究を進めていきたいと考えております。

山手委員

今年度は社会性測定用尺度調査を個々の子どもたちに質問をしてクラス全体を把握することと、子どもたち個別の状態もわかるということですね。それを研究するということは、子どもたちの状態をよくするために調査結果を活用させるとまではいかないでしょうか。

学校教育課長

集団に対してなじめない傾向のある子どもに対しては、この社会性測定用尺度調査を実施することで個々の子どもへの対応はできますが、具体的に集団づくりとしてどういう取り組みができるのかについては各校の代表が集まりまして相談をしながら進めてまいりたいと思っております。

山手委員

現場の先生方の悩みを解決させるようなところまで活かせることはできるのでしょうか。

学校教育課長

生徒指導と申しまして、子どもが起こした問題に対する個別の指導はなかなかすぐには直接的に結び付かないこともあります。大きな問題が起こらないような集団をつくるということが重要ですので、人権教育や道徳教育とも合わせて考えていく必要があります。個々のデータ分析から、それぞれの現場の状況に応じた形の課題解決に必要な取り組みや具体的な支援方法を考えております。

山手委員	長期的な視点から取り組みを検討いただくようお願いします。
委員長職務代理者	不登校に関しては、家庭との連携ということがよくうたわれておりますが、いじめとか生徒間暴力についてももう少し家庭に関与していく必要があると感じております。いじめに関して保護者の考え方を確認したり、また暴力行為についてもコミュニケーション能力の問題が背景にあるとすれば、保護者とそのあたりももう少し話をする機会を作る必要があります。家庭に関わっていくということはなかなか難しいことだと思いますが、現状ですと家庭との連携が少し弱い感じがしております。その辺りはどうお考えでしょうか。
次世代育成部長	学校ではいじめ防止の基本方針を策定しましたが、いじめは身近なところでどこにでも起こり得るという考え方が必要だと考えております。そういった考え方を教員が持てば早期発見につながるでしょうし、それを家庭に発信すれば子どもの変化に対して家庭でのアンテナも高くなると思います。各学校で基本方針は策定したものの、作っただけになっているケースが多くございます。今後作っただけの発信をきちんとやっていかなければならないと思います。学校教育課としましても、いかに活かしていくかについてまだまだ不十分だと思いますし、その辺り家庭への啓発も含めて取り組んでいきたいと考えております。
委員長	暴力件数は毎年9月に増えるということですが、この時期不登校も増えるというデータが確かあったと思います。夏休み明けは子どもたちにとって非常にハードルが高いので、何か手立てがないのかと思います。あるいは、9月が始まって運動会や体育祭が子どもたちにとって負担になっているのではないかと思います。運動会や体育祭を春先に実施する学校が今年もあります。そういったことも視野に入れてみてこの問題を考えていくのはどうかと思っています。ただし、学校行事の中でかなり大きな変更になりますので慎重に考えていく必要があるのは当然ですが、修学旅行や宿泊研修等、2学期に負担が集中していると感じます。これはここで決定することではありませんが、こういったことがこの会議の中で議論されたということを学校にも伝えていただきたいと思います。それから、いじめアンケートの見直しが必要だということについては私も実感し

ておりますので、今後検討を進めていただきますようお願いいたします。あと、暴力行為に対して成長を促す指導の充実ということについて、やはり中学生に一番必要なのは自分と向きあう力ではないかと思っています。学力が低いことで、進学できる学校がないからやる気が起こらなくなってしまうということではなくて、自分の良いところも悪いところも受け入れないといけないと思います。一番多感な時期だとは思いますが、自分と向き合う力をもっと身に付けていってほしいと願っています。少しのきっかけで不登校になってしまったりしますが、その少しのきっかけを辿っていくと結局自分と向き合えなかったからということもあると思います。児童生徒に自尊心を向上させる必要があると思います、その一つの手法に褒めるということが挙げられます。先日、三宅柳田小学校で行われた研究授業では子どもたちに対してとにかく褒めることの大切さについてお話しをされていました。褒められることで子どもたち自身も自分の良いところを見つけられるのではないかと思いますので、もう少しそういったところも今後の検討材料にさせていただきたいと感じました。

他にご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

特にございませんので、引き続いて後半部分の平成27年度4月までの問題行動等報告について学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長

[平成27年度4月までの問題行動等報告について説明]

委員長

説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。

山手委員

先ほどからお話しされていますように、学校だけでは対応しきれないところは、家庭の協力が必要な部分があると思います。今回の具体的事案におけるA中学校の件ですが、保護者に来訪を依頼し事情を説明したとありますが、説明をしたあとの保護者の反応はどうだったのでしょうか。この家庭に対してだけに限らず、家庭に対しての伝わり方というのはいかがなものでしょうか。

学校教育課長

特段、個々に特別な対応が記述されていない場合については、保護者の方が反省・謝罪について一定の理解を示されたということに

なっております。

山手委員

ご家庭に対して一定の協力は得られそうでしょうか。

学校教育課長

各ご家庭のお考えもあるでしょうから一概に申し上げにくいのですが、保護者の子どもに対する指導がどこまで入るのか、学校はその辺りを見ながら指導を考えていく必要があると感じております。もちろんご家庭に対して協力も要請しますし、関係機関との連携が必要な場合は別途対応を検討します。ただ関係機関との連携についても、保護者の方から賛同いただける場合と賛同いただけない場合がございます。

委員長

他にご質問・ご意見等はございませんか。

特に質問等がございませんので、次に進みます。(7)吹田市摂津市図書館広域利用試行に関する協定の締結について、生涯学習課長より説明をお願いします。

生涯学習課長

[吹田市摂津市図書館広域利用試行に関する協定の締結について説明]

委員長

説明が終わりましたが、何かご質問等はございませんか。
この内容は広報に掲載はされる予定でしょうか。

生涯学習課長

6月1日号の広報に掲載して市民の方へご案内させていただく予定でございます。

委員長

吹田市民の方と、摂津市民の方では借りられる冊数等の条件がいろいろと違うと思います。それを事前に知らないとトラブルになると思いますので、広報にはその辺りはっきりと明記していただくようお願いしたいと思います。

他にご質問等はございませんでしょうか。

特にございませんので、次に進みます。(8)各課事業日程報告について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

[各課事業日程報告の説明]

委員長	<p>説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。</p> <p>特にございませんので、次にその他（１）（仮称）摂津市立別府コミュニティセンターにおける生涯学習のあり方（案）について、生涯学習課長より説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	<p>〔（仮称）摂津市立別府コミュニティセンターにおける生涯学習のあり方（案）について説明〕</p>
委員長	<p>説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>ご質問等がないということですので、秘密会以外の審議につきましてはすべて終了いたしました。会議の始めにお諮りしましたとおり、ここで暫時休憩をとり、秘密会として再開いたします。関係者以外の方はこれで終了です。ご苦勞様でした。</p> <p>では、暫時休憩します。</p> <p>《暫時休憩》</p>
委員長	<p>それでは秘密会として再開します。</p> <p>議案第３８号の審議をいたしますので、教育支援課長から説明をお願いします。</p> <p>【以下、秘密会のため削除】</p>
委員長	<p>これにて秘密会を解きます。</p> <p>これで、本日の案件はすべて終了いたしました。ただ今をもちまして本日の定例教育委員会会議を終了いたします。皆様ご苦勞様でした。</p>